

平成30年度からの介護保険料が変わりました

高齢者人口の増加に伴い、在宅を中心とした介護サービスの費用が今後も増加することから、それをまかなうために平成30年度から3年間の第7期の介護保険料を改定しました。具体的には、介護保険料(月額)の基準額が、5,580円から6,175円へ10.7%の増額になりました。

| 所得段階 | 所得などの条件 | 保険料率 | 保険料年額(月額) |
|------|--|----------|-----------------------|
| 1 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人。または世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額※1」が80万円以下の人 | 基準額×0.45 | 33,300円 (2,778円) |
| 2 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を越え120万円以下の人 | 基準額×0.75 | 55,500円 (4,631円) |
| 3 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 55,500円 (4,631円) |
| 4 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人 | 基準額×0.90 | 66,600円 (5,557円) |
| 5 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超える人 | 基準額 | 74,100円 (6,175円) |
| 6 | 本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額※2」が120万円未満の人 | 基準額×1.15 | 85,200円 (7,101円) |
| 7 | 本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.30 | 96,300円 (8,027円) |
| 8 | 本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.60 | 118,500円 (9,880円) |
| 9 | 本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が300万円以上の人 | 基準額×1.70 | 125,900円 (10,497円) |

※1「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。

※2「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額。



一人一人の高齢者が「自分らしさ」を発揮しながら
生涯「自分らしく」笑顔で暮らし続けることができるまちを目指して

第7期高齢者福祉計画 介護保険事業計画を策定しました

問 長寿介護課 介護保険班 ☎2581・高齢者支援班 ☎2590

6月1日から開始 一地域と高齢者をつなぐ新たな取り組み

高齢者いきいきおでかけ支援事業

高齢者が、地域活動や社会参加に気軽に参加できるよう、バス、タクシー、フェリーなど公共交通機関で利用できる交通費助成券(5,000円分)を交付します。75歳以上の対象者には、申請書を送付していますので、交付を希望され、まだ申請していない場合は、申請をお願いします。



いきいきおでかけ券を使用できるのは、交付を受けた本人だけです。また離島在住者や老人クラブ、いきいきサロン、通いの場などに所属・加入している人には、基本券に加算して交付します。

■対象者

平成30年4月1日現在で市内に住居登録している75歳以上の人、または70歳以上75歳未満で運転免許を自主返納した人

■申請受付場所

本庁長寿介護課、各支所、各出張所、度島連絡所

■必要書類

①印かん②本人確認ができる身分証など③運転免許自主返納者は、運転免許取消し通知書もしくは運転経歴証明書



少子高齢化が加速

平成30年3月31日現在、平戸市の65歳以上の高齢者人口は1万2,211人、高齢者人口の割合は38.4%となつていきます。高齢者人口は、現在がピーク期にあり、数年間は横ばいで、その後は緩やかに減少する見込みです。しかしその一方で、0〜64歳の人口も減少するため、高齢化率は継続的に上昇する見込みで、平戸市は全国平均よりも20年以上早く高齢化が進んでいくと予想されます。

最後まで自宅で暮らしたい

少子高齢化に伴い、地域のニーズも変化、多様化してきます。平成29年度に実施した高齢者実態調査によると「地域の一員として、元気で最後まで在宅で暮らしたい」と回答した高齢者が最も多く、国が推進する医療、介護、住まい、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の考えと一致します。

ます。「介護予防」を目的とした地域での交流の場の提供、「生活支援」サービスの提供など、病気になる「医療」による治療、介護が必要になつたら「介護サービス」を高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域資源の活用やサービスの充実・拡充が求められています。

地域包括ケアシステムにおける地域の役割が重要

地域包括ケアシステムの推進を図るためには、自助・互助・共助・公助の役割分担と連携が必要です。

今後は「医療・介護の連携」「認知症施策の充実」「生活支援体制の整備」を行います。また「介護予防」「生活支援」の視点から、高齢者が気軽に参加できる通いの場の拡充や外出機会の拡大、社会参加のための移動支援事業の実施や地域住民同士による助け合い活動を推進・支援していきます。